第3回 群馬県在籍型出向等支援協議会 次第

日時:令和5年1月27日(金)

10:00~12:00

場所:オンラインによる開催

群馬労働局職業安定部会議室(9階)

- 1 開 会
- 2 職業安定部長あいさつ
- 3 議事
- (1) 群馬県内の雇用情勢について 《資料1》
- (2) 在籍型出向活用促進に係る取組の実績について 《資料2》
 - ① 産業雇用安定助成金の実績
 - ② 各団体等における在籍型出向に係る取組実績 群馬県 経済産業省
 - ③ 産業雇用安定センターにおける取組実績
- (3) 今後の取組事項及び関係機関の連携について 《資料3》
 - ① 産業雇用安定助成金の制度改正について
 - ② 地域における取組について
- (4) その他 《参考資料》
- (5) 意見交換
- 4 閉 会

【配付資料一覧】

資料 1 : 群馬県内の雇用情勢について 資料 2 - ① : 産業雇用安定助成金の実績

資料2-② :経済産業省関東経済産業局「在籍型出向等支援の取組等について」

資料2-3 :産業雇用安定センターの出向・移籍支援について

資料3 : 産業雇用安定助成金の制度改正について 《参考資料1》 : 在籍型出向に係る連携・支援スキーム 《参考資料2》 : 在籍型出向送出(受入)情報統一シート

《参考資料3》:「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」受付終了のお知らせ

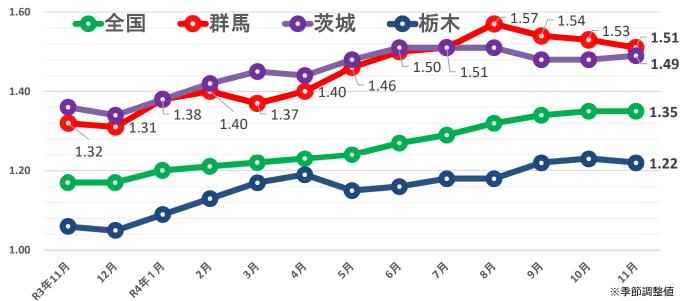
《参考資料4》 :「緊急雇用安定助成金」受付終了のお知らせ

《参考資料5》 : 人材開発支援助成金「事業展開等リスキング支援コース」創設

《参考資料6》 :人材開発支援助成金「人への投資促進コース」

有効求人倍率 推移 ☞

求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直している。 今後とも、新型コロナウイルス感染症等が雇用に与える影響に十分 注意しつつ、求人の充足支援や、きめ細かな就職支援に努めていく。



| | | 前年[| 司月比 |
|--------|---------|---------------|-------|
| 有効求人数 | 39,402人 | 8.2% | 19月連続 |
| 有効求職者数 | 24,878人 | ▲ 5.4% | 2月連続 |
| 新規求人数 | 13,080人 | 11.2% | 20月連続 |
| 新規求職者数 | 5,044人 | ▲ 6.7% | 3月連続 |

| | 新規求人数(産業別) | | 前年 同月比 |
|------|-------------|---------|-----------|
| | 全産業 | 13,080人 | 11.2% |
| | 建設業 | 1,104人 | 6.1% |
| | 製造業 | 2,097人 | 1.2% |
| | 情報通信業 | 104人 | 36.8% |
| 主な | 運輸業・郵便業 | 948人 | 33.3% |
| 主な産業 | 卸売・小売業 | 1,803人 | 51.8% |
| | 宿泊業・飲食サービス業 | 774人 | 23.1% |
| | 医療・福祉 | 3,672人 | 7.4% |
| | サービス業 | 1,022人 | 1.8% |

(資料出所:群馬労働局)

(ポイント)

- ・有効求人倍率【季調値】は1.51倍。前月から▲0.02ポイント減少(参考:コロナ前(令和2年3~4月):1.51倍)。
- ・新規求人倍率【季調値】は2.33倍。前月から0.10ポイント減少。
- ・求人数については、有効・新規ともに、前年同月と比較して引き続き増加。一方、求職者数については、有効・新規ともに、 前年同月と比較して引き続き減少。新規求職者の減少要因として、「事業主都合」の減少度合いが大きい(▲21.7%)ことに 加え、「在職者」について休業の減少などによりダブルワークを希望する求職者が減少したものと分析。
- ・建設業は前年同月比で+6.1%、実数で+63人の増加。大手住宅メーカーより大都市圏の住宅・リフォーム営業職で多くの求人。
- ・製造業は前年同月比で+1.2%、実数で+24人の増加。年末の繁忙期を控えた菓子製造業等における増員により、食料品製造業で 前年比+76人増。ほか、自動車内装部品や化粧品容器の受注増加により、プラスチック製品製造で前年比+55人増。
- ・運輸業・郵便業は前年同月比で+33.3%、実数で+237人の増加。大手宅配事業者や物流倉庫の新設に伴う仕分け・倉庫作業や、 年度末の繁忙期に向け引越事業者からドライバーや作業員の求人をいただいたことが要因。
- ・卸売・小売業は、前年同月比で+51.8%、実数で+615人増。大手家電量販店から複数の新規出店に伴う求人のほか、スーパーマーケット等で年末の繁忙期に向けた増員のための求人を多くいただいたことが要因。
- ・宿泊・飲食サービス業は前年同月比で+23.1%、実数で+145人の増加。行動制限がないことや旅行支援の継続等により、少人数の求人を複数いただいたことが要因。

「産業雇用安定助成金」の計画届受付実績等

- ・ 令和5年1月16日時点で6件(出向予定者数計:13人)の計画届を受理。
- 雇用調整助成金が活用されている事業所が多く、計画届の提出までには至っていないケースが多い。
- 利用者の声(アンケート等)は出向元、出向先ともに評価をいただいており、引き続き人材の有効活用・能力活用、 労働意欲の維持向上やスキルアップに繋がる等、出向元、出向先双方のメリットについて周知していく。

「産業雇用安定助成金」計画届 受付一覧

令和5年1月16日時点

| No. | 出向元 | 出向先 | 出向期間 | 期間 | 対象労働者 | 備考 |
|-----|---------|----------|-----------------|-------|-------|---|
| 1 | 医療・福祉業 | 医療・福祉業 | 2022.6~2024.5 | 2年 | 5人 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、入居希望者の施設内見学ができず、新規利用の入居者が増やせない状況の中、施設退去者が定期的に発生するため、売上げが徐々に減ってきている。そのため人員が不足している事業所に在籍出向し、雇用維持を図りたい。 |
| 2 | 建設業 | 建設業 | 2022.6~2023.5 | 1年 | 1人 | コロナウイルスの蔓延防止のため、予定されていた工事が中止となり、営業活動を行う機会を失ったことで売上げ減となった。そうした中でも在籍出向により雇用の維持を図りたい。 |
| 3 | 情報通信業 | 専門・サービス業 | 2022.7~2023.6 | 1年 | 1人 | コロナウイルスの蔓延防止措置による商談機会の減少及び滞りにより受注の減少、納期の遅れが発生した。また、今後の先行き不透明感から設備投資、IT投資を控える企業も発生し、受注が減少している。そうした中で、在籍型出向により雇用の維持を図る。 |
| 4 | 製造業 —— | 製造業 | 2022.4~2024.3 | 2年 | 1人 | 自動車、産業機器、医療機器業界における製品開発段階での試作品として使用されるプラスチック製部品の製造を行っている。新型コロナウイルスの影響で、各メーカーの製品販売の減少、部品調達遅延による製造ラインの停止等が開発計画にも影響し、見直しを余儀なくされています。そうした中で、在籍型出向により雇用の維持を図る。 |
| 5 | 医療・福祉業 | → 医療・福祉業 | 2022.10~2023.10 | 1年 | 1人 | 障害児童の療育支援事業を行っているが、新型コロナの蔓延の長期化により利用者が減少している状況が長期化している。そうした中、労働者の勤労意欲・士気の低下も懸念されるため、同業種の事業所に在籍出向させ、雇用の維持を図りたい。 |
| 6 | 製造業 ——— | ■ 運輸業 | 2023.1~2024.3 | 1年3か月 | 4人 | 電器部品及び医療機器の組立加工を中心に行っている。新型コロナウイルス感染症の影響で受注が減少していたが、最近になって特に先行きの見通しが悪くなっている。そうした中で、異業種ではあるが、在籍型出向により労働者の雇用維持を図りたい。 |

- ▶ 産業雇用安定助成金の出向計画受理件数は、労働者ベースで17,290人。
- ▶ 企業規模別に見ると、中小⇒中小が最多の8,284人(47.9%)、以下、大⇒大3,760人(21.7%)、中小⇒大2,950人(17.1%)、大⇒中小2,163人(12.5%)
- 業種別に見ると、出向元の最多は運輸業・郵便業(7,069人)、出向先の最多はサービス業(他に分類されないもの)(4,170人)、出向成立の最多は運輸業・郵便業⇒サービス業(他に分類されないもの)(1,852人)、異業種への出向割合は61.7%

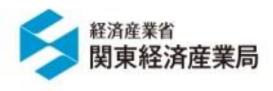
| Ī | 十画届受理状 》 | ()内は独立性が認められ ない事業主間で行う出向 |
|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 出向労働者数 | 出向元事業所数 | 出向先事業所数 |
| 17,290人(3,398人) | 1,687所(529所) | 2,645所(582所) |

※R4.12月は12月30日時点の実績

| 企業 | 規模別。 | ()内は独立性が認められ ない事業主間で行う出向 |
|------------|------------|------------------------------|
| 出向元 出向先 | 大企業 | 中小企業 |
| 大企業 | 3,760(109) | 2,950(174) |
| 中小企業 | 2,163(234) | 8,284(2,881) |
| 官公庁 | 62 | 71 |

| | i e | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--------|
| 月別 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
| R 2 ′ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 14 | 1,852 | 1,866 |
| R3′ | 2,728 | 1,177 | 1,704 | 1,206 | 665 | 975 | 640 | 585 | 597 | 497 | 658 | 1,143 | 12,575 |
| R4′ | 555 | 302 | 285 | 260 | 214 | 335 | 268 | 320 | 310 | | | | 2,849 |

| | 美種別 "以 | Α | В | С | D | Е | F | G | Н | I | J | K | L | М | N | 0 | Р | Q | R | S | Т | |
|-----|--------------------------------|------|--------|------------|-------------|----------|-------------------|----------|-----------|----------|---------|------------|-----------------|------------------|-------------|------------|--------|----------|-----------------------|-------------|---------|--------------|
| | 出向先 | 農業林業 | 漁 業 | 砂利採取業、採石業、 | 建 設 業 | 製造業 | 電気・ガス・熱供給・ 水道業 | 情報通信業 | 運輸業・郵便業 | 卸売業、小売業 | 金融業、保険業 | 不動産業、物品賃貸業 | 技術サービス業学術研究、専門・ | 宿泊業、飲食サ-ビス業 | 生活関連サービス、娯楽 | 教育、学習支援業 | 医療、福祉 | 複合サービス事業 | れないもの) サ-ビス業(他に分類さ | 公務(他に分類されるも | 分類不能の産業 | 合計 |
| Α | 農業 林業 | 6 | 0 | 0 | 5 | 15 | | 1 | 69 | 4 | 0 | 0 | 2 | 13 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 117 |
| В | 漁業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| С | 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| D | 建設業 | 0 | 0 | 3 | | 13 | | 3 | 46 | 47 | 0 | 6 | 4 | 44 | 76 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 433 |
| Е | 製造業 | 1 | 0 | 1 | 10 | 1,734 | 0 | 5 | 516 | 157 | 4 | 0 | 10 | 181 | 53 | 3 | 7 | 0 | 73 | 0 | 0 | 2,755 |
| F | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 12 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 21 |
| G | 情報通信業 | 0 | 0 | 0 | 3 | 16 | | 218 | | 44 | 0 | 1 | 22 | 16 | 115 | 1 | 2 | 0 | 42 | 0 | 0 | 667 |
| Н | 運輸業・郵便業 | 0 | 0 | 2 | 0 | 116 | | _4 | 1,720 | 11 | 0 | 3 | 14 | 96 | 31 | 16 | 0 | 0 | 29 | 0 | 0 | 2,042 |
| I | 卸売業、小売業 | 2 | 0 | 0 | 14 | 122 | 4 | 51 | | 439 | 0 | 9 | 61 | 225 | 434 | 6 | 1 | 0 | 147 | 0 | 0 | 2,490 |
|] | 金融業、保険業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 228 | 7 | 0 | 0 | 13 | 4 | 32 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 285 |
| K | 不動産業、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 | 0 | U | U | 15 | 3 | 0 | 5 | 77 304 | 18 | 1 | 85 | 8 | 222 | 18 | 10 | 0 | 10 | 21 | 0 | 0 | 493 739 |
| M | 子が切光、等ロ・技術リーに入業宿泊業、飲食サービス業 | 2 | U | 0 | 4 23 | 22 22 | | 68 13 | | 36 58 | 2 | 2 | 75 7 | 58 653 | 104 97 | 6 0 | 4 0 | 0 | 51 14 | 0 | 0 | |
| N N | 1月/日末、 飲食サービス素 生活関連サービス、娯楽業 | 1 | 0 | 0 | 23 0 | 22 5 | | 32 | | 30 | 0 | 12 | / 6 | 43 | 258 | 0 | 7 | 0 | 22 | 0 | 0 | 1,115 698 |
| 0 | 教育、学習支援業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | | J2 1 | 115 | 9 | 0 | 3 | 6 | 48 | 23 | 2 5 | 31 | 0 | 3 | 0 | 0 | 270 |
| P | 医療、福祉 | 0 | 0 | 0 | 5 | 13 | | 19 | | 29 | 0 | 12 | 7 | 89 | 105 | 5 | 106 | 1 | 31 | 0 | 0 | 659 |
| Q | 複合サービス事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | - 5 | | 0 | 151 | 1 | 0 | 0 | 0 | 18 | 0 | 0 | 1 | 5 | 17 | 0 | 0 | 198 |
| R | サービス業(他に分類されないもの) | 0 | 0 | 0 | 13 | 56 | | 26 | | 343 | 3 | 22 | 60 | 221 | 438 | 5 | 18 | 3 | | 0 | 0 | 4,170 |
| S | 公務(他に分類されるものを除く) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 77 | 9 | 0 | 0 | 0 | 12 | 33 | 0 | 0 | 0 | . 3 | 0 | 0 | 134 |
| Т | 分類不能の産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 13 | 0 | 6 | 280 | 2,145 | 8 | 446 | 7,069 | 1,246 | 10 | 163 | 295 | 1,943 | 1,822 | 77 | 177 | 20 | 1,570 | 0 | 0 | 17,290 |



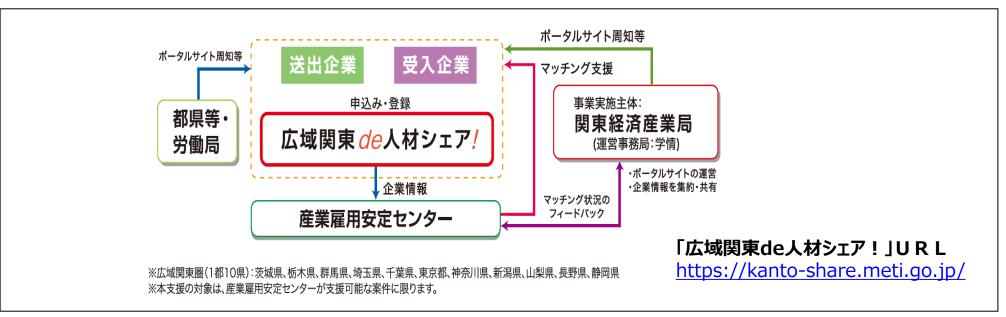
在籍型出向等支援の取組等について

令和5年1月 経済産業省 関東経済産業局

1. 人材シェアマッチング事業(広域関東de人材シェア!)について

- 関東経済産業局は、各都県、労働局、公益財団法人産業雇用安定センター等と連携し、「広域関東de人材シェア!」ポータルサイトにおいて、在籍型出向の周知等を実施(令和4年度のポータルサイトは、令和4年5月23日に再開)。
- これまでに、本ポータルサイトから合計32件(392名)のマッチングが成立。(令和5年1月13日時点)
- 送出企業は、宿泊業、飲食店、旅行業を中心としたサービス業が半数以上を占めている一方、受入れ業種は、製造業、サービス業を中心に多岐にわたっている。

「広域関東de人材シェア!」の支援スキーム



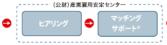
【参考】令和4年度版「広域関東 de 人材シェア!」



人材シェアマッチングの流れ

お申し込みいただいた責社の情報をもとに、産業雇用安定センターから責社へご連絡の上ヒアリングを実施し、マッチン グサポートを開始します。

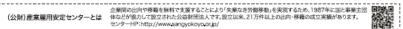
広域関東 de人材シェア からお申し込み





※マッチングサポート:情報を受けた(公別)産業雇用変定センターはまずは責社本社所在都県内でマッチングを実施します。所在都県内に送出企業がない場合は、開発へと範囲を広げ実施します。

企業間の出向や移籍を無料で支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団 (公財)産業雇用安定センターとは 体などが強力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。 センターHP: http://www.sangyokoyo.or.jp/



在籍型出向の具体例

【CASE 】】 送出企業 | 観光バス会社

訪日外国人旅行客を専門としているが、観光パスが運行できない 状況。パス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保 しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用 維持を図りたい。

出向期間5か月

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足 しており充足できていない。観光パスの運転手であれば、精密 部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので

受入企業 精密部品運送会社

【CASE2】 送出企業 | 金属材料製造業

コロナの影響により需要が落ち込んでいる。熟練工の雇用維持

出向期間2か月

受入企業 製麺業 これまで人手不足が続いており苦慮してきた。特に冬場の人員 確保は深刻な問題。一時的な出向でもよいので、製麺作業員と

して受入れたい。

「産業雇用安定助成金 | のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の 雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行います。

労働者(雇用保険被保険者)を在籍型出向させることによりかかる次の経費について、出向元企業と出向先企業とが共同事業 主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの企業へ支給(申請手続は出向元企業が行う)。

出向元企業および出向先企業が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する 調整経費等、出向中に要する経費の一部を助成。

| | | | 中小企業 | 中小企業以外 |
|---|----|----------------------|-----------|----------|
| E | D. | 出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 | 9/10 | 3/4 |
| 2 | 成率 | 出向元が労働者の解雇等を行っている場合 | 4/5 | 2/3 |
| | | 上限額(一人一日当たり) | 12,000円/日 | 出向元・先の計) |

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元企業が出向に際してあら かじめ行う教育訓練、出向先企業が出向者を受け入れるための機器 や備品等の整備等の出向の成立に要する措置を行った場合に助成。

| | 出向元 | 出向先 |
|-----------|----------|----------|
| 助成額 | 各10万円/1/ | (当たり(定額) |
| 業種等による加算額 | 各5万円/1人 | 当たり(定額) |

※産業雇用安定助成会に関する問い合わせは、以下にご連絡ください。

雇用調整時成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 電話番号 0120-603-999 https://www.mhw.go.jp/st/newpage_17655 最近

賃上げ促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税) から税額控除できる制度です。

◎通常要件:雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加していること

控除対象雇用者給与等支給増加額の 15%を法人税額又は所得税額から控除

◎上乗せ要件①:雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加していること ◎上乗せ要件②:教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること

税額控除率を15%上乗せ

税額控除率を10%上乗せ

※税制に関する詳細は、右記の経済産業省ホームページを管確認ください。https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html



2. マッチング成立実績 ①

合計 32件 392名 (令和5年1月13日時点)

| | 人数 | 送出 | 都県名 | 受入 | 都県名 | 成立年度 |
|----|------|-------------|-----|-----------------|------|-------|
| 1 | 5名 | 製造業 | 栃木県 | 製造業 | 東京都 | 令和2年度 |
| 2 | 1名 | 製造業 | _ | 製造業 | 静岡県 | 令和2年度 |
| 3 | 3名 | サービス業(旅行業) | 東京都 | 自治体 (川崎市) | 神奈川県 | 令和3年度 |
| 4 | 2名 | サービス業(旅行業) | 大阪府 | 自治体 (川崎市) | 神奈川県 | 令和3年度 |
| 5 | 10名 | サービス業(旅行業) | 大阪府 | 自治体 (川崎市) | 神奈川県 | 令和3年度 |
| 6 | 3 2名 | サービス業 | 大阪府 | 小売業 | 神奈川県 | 令和3年度 |
| 7 | 10名 | サービス業(旅行業) | 大阪府 | 自治体(埼玉県) | 埼玉県 | 令和3年度 |
| 8 | 10名 | サービス業 | 大阪府 | サービス業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 9 | 8名 | サービス業 | 大阪府 | 製造業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 10 | 2 4名 | サービス業 | 大阪府 | サービス業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 11 | 11名 | サービス業 | 東京都 | サービス業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 12 | 2名 | サービス業 | 東京都 | 運輸業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 13 | 2名 | サービス業 | 東京都 | 情報通信業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 14 | 1名 | サービス業 | 東京都 | 製造業 | 福岡県 | 令和3年度 |
| 15 | 2名 | 宿泊業・飲食サービス業 | 埼玉県 | 学術研究、専門・技術サービス業 | 埼玉県 | 令和3年度 |
| 16 | 1名 | サービス業 | 東京都 | サービス業 | 東京都 | 令和3年度 |

2. マッチング成立実績 ②

| | 人数 | 送出 | 都県名 | 受入 | 都県名 | 成立年度 |
|----|------|-------------|------|-------|------|-------|
| 17 | 20名 | 製造業 | 東京都 | 小売業 | 神奈川県 | 令和3年度 |
| 18 | 20名 | サービス業 | 大阪府 | 小売業 | 神奈川県 | 令和3年度 |
| 19 | 30名 | サービス業 | 大阪府 | サービス業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 20 | 6名 | サービス業 | 大阪府 | サービス業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 21 | 8名 | サービス業 | 大阪府 | 小売業 | 神奈川県 | 令和3年度 |
| 22 | 1名 | 宿泊業・飲食サービス業 | 東京都 | 製造業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 23 | 1名 | 製造業 | 栃木県 | 製造業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 24 | 99名 | 宿泊業・飲食サービス業 | 東京都 | サービス業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 25 | 3 4名 | 宿泊業・飲食サービス業 | 東京都 | サービス業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 26 | 1名 | 物品賃貸業 | 神奈川県 | サービス業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 27 | 1名 | 物品賃貸業 | 神奈川県 | 物品賃貸業 | 神奈川県 | 令和3年度 |
| 28 | 1名 | 小売業 | 東京都 | サービス業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 29 | 43名 | サービス業 | 東京都 | サービス業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 30 | 1名 | サービス業 | 東京都 | サービス業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 31 | 1名 | サービス業 | 東京都 | サービス業 | 東京都 | 令和3年度 |
| 32 | 1名 | 情報通信業 | 東京都 | サービス業 | 東京都 | 令和4年度 |

【参考】マッチング企業からのコメント

■送出企業側のコメント

- ①宿泊業 → サービス業
 - ・従業員の出向にあたり、産業雇用安定助成金を活用できたのは良かった。
 - ・特に、就業地がほぼ変わらない近隣の企業へ出向できたので、従業員の負担が少なかった。
- ②旅行業 → サービス業
 - ・小規模の旅行会社であるが、産業雇用安定センターの仲介で出向先が決まり感謝。
 - ・産業雇用安定センターには継続して支援いただけるので有難い。

■受入企業側のコメント

- ①サービス業 ← 宿泊業
 - ・出向者全員が業務に慣れ、大変活躍されており助かっている。
 - ・仕事が忙しい時期に在籍型出向を活用して人員が確保できたことに感謝。
- ②製造業 ← 宿泊業
 - ・初めての外部からの出向受入で不安もあったが、それを払拭するような良質な人材であった。
 - ・追加での出向受入も検討中。
- ③サービス業 ← サービス業
 - ・産業雇用安定センターの紹介で、多くの人材を出向で初めて受入れたが、<u>出向者の質が良いことに驚いている</u>。 出向元企業が出向についての<u>説明会を開催するなど丁寧な意識付け</u>を行っていることと、<u>両社の人事部門同士</u> <u>のコミュニケーションが良く取れている</u>ことが理由かと思われる。<u>送出元企業は社員を大事にしていると感じる</u>。
 - ・受入側としては、<u>人材不足をカバー</u>でき感謝。<u>既存の社員にも良い刺激</u>になっている。

【参考】人材確保等への投資促進を図る税制措置(賃上げ促進税制)

 中小企業向け「賃上げ促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得 税)から税額控除できる制度。

制度の概要

適用期間:R4.4.1~R6.3.31までの期間内に開始する事業年度が対象 個人事業主については、今和5年及び令和6年の各年が対象

適用要件

税額控除

【通常要件】

雇用者給与等支給額が前年度と比べて 1.5%以上増加



控除対象雇用者給与等支給 増加額の15%を法人税額又 は所得税額から控除

【上乗せ要件①】

雇用者給与等支給額が前年度と比べて 2.5%以上増加



税額控除率を15%上乗せ

【上乗せ要件②】

教育訓練費の額が前年度と比べて10% 以上増加



税額控除率を10%上乗せ

- ※控除対象雇用者給与等支給増加額の上限:調整雇用者給与等支給増加額が上限となります
- ※税額控除額の上限: 法人税額又は所得税額の20% (通常・上乗せ共通) が上限となります

【出所】中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ハンドブック (中小企業庁)

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotok ukakudai/chinnagesokushin04gudebook.pdf

【各種お問い合わせ先】

●「広域関東de人材シェア!」ポータルサイトについて

【人材シェアマッチング事業運営事務局】

株式会社学情

電話番号: 03-3593-1512

E-mail: <u>bzl-kanto-syajin@meti.go.jp</u>

●本事業全般について

関東経済産業局 地域経済部 社会・人材政策課

担当:佐藤、都築、窪木

電話番号:048-600-0274

E-mail: <u>bzl-kanto-syajin@meti.go.jp</u>

●賃上げ促進税制について(中小企業向け)

【中小企業税制サポートセンター】

電話番号:03-6281-9821

受付時間:平日(祝日除く)9:30~12:00、13:00~17:00

産業雇用安定センターの出向・移籍支援について

第3回「群馬県在籍型出向等支援協議会」 2023年 1月27日









資料

Ν

6つの取り組みで 働く と 雇用 をサポート

1. 離職する従業員の方の再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、構造改革のための早期退職募集に応じて、離職を余儀なくされる従業員の方に、在職中からの再就職活動をサポートします。 移籍(送出)支援

4. 人材育成やキャリアアップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。

人材育成型出向等支援

2. 人材を確保したい企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業様から、 期待する能力や経験などのご要望を十分おうかがいした上で人 材をマッチングします。 移籍(受入)支援

5. 高齢者のための「キャリア人材バンク」

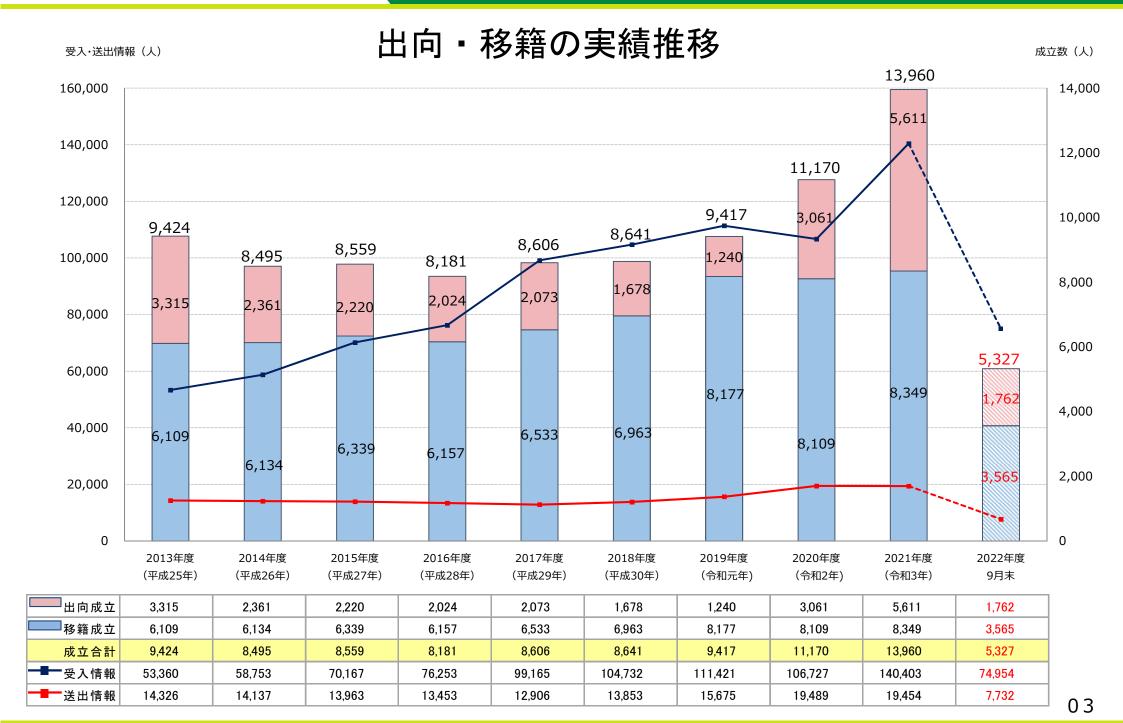
能力があり経験が豊富な60歳以上の高齢者の再就職をサポートします。在職高齢者だけでなく、離職後1年以内の高齢者の方も登録することができます。 キャリア人材バンク事業

3. 雇用を維持するための在籍型出向をサポート

経済環境の変化や感染症の影響などにより雇用過剰となった場合に、社員の雇用を守るための一時的な在籍型出向(雇用シェア)を活用することをサポートします。 在籍型出向支援

6. 社員のスキルアップ・研修のためのセミナー

管理者や新入社員に対する研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業様のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。





コロナ禍での在籍型出向に係る業種間の成立状況

- 2021年度の出向成立数は5,611人(前年度は3,061人)
- 送出業種で多いのは、H運輸・郵便業で2,032人、E製造業で1,778人、次いで、N生活関連サービス業で773人
- 受入業種で最も多いのは、E 製造業で 2,265人、次いで Rサービス業(他に分類されないもの)で1,135人、I 卸売・小売業610人
- 異なる業種間で成立した割合は、69.9% (前年度は49.5%)

| 送出業種 | ABC 農業・ 林業、 漁業、 鉱業等 | D 建設業 | B 製造業 | F 電気・ ガス・ 熱・水 着・水 道業 | G 情報通 信業 | H 運輸・ 郵便業 | I 卸売・ 小売業 | J 金融 業,保 険業 | K 不動産業,物品賃貸業 | L 学術専門・サービス | M 宿泊 業,飲 食サー ビス業 | N 生活関 連サフ だ 業 、娯 楽業 | O 教育, 学習支 援業 | P 医療, 福祉 | Q 複合 サービ ス事業 | R サービ ス業(他 に分類 されな いもの) | ST 公務、 その他 | 総計 (人) |
|---------------------|---------------------------------|----------|----------|-------------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------------|--------------|----------------|------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|----------------|-----------------------|--|------------------|--------|
| ABC 農業・林業、漁業、鉱業等 | | | 5 | | | 37 | 6 | 4 | | | 3 | 3 | | | 17 | 2 | | 77 |
| D 建設業 | | 8 | 13 | 4 | | 14 | 8 | | | | | 8 | | | | 7 | | 62 |
| E製造業 | 1 | 32 | 1,513 | | 2 | 441 | 48 | | | 59 | 81 | 49 | | | 15 | 24 | | 2,265 |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | | | 3 | | | 2 | | | | | | | | | | | | 5 |
| G 情報通信業 | | | 14 | | 2 | 105 | 5 | | 1 | 5 | 14 | 115 | | | | 35 | | 296 |
| H 運輸・郵便業 | | | 58 | | | 35 | 1 | | | | 1 | 5 | | | | 1 | | 101 |
| I 卸売・小売業 | | | 69 | | | 287 | 18 | | | 10 | 77 | 142 | | | | 7 | | 610 |
| J 金融業,保険業 | | | | | | 5 | 25 | | | 1 | | 12 | | | | 1 | | 44 |
| K 不動産業, 物品賃貸業 | 1 | | 7 | | | 2 | 3 | | 1 | | 1 | 4 | | | | 1 | | 20 |
| L 学術研究, 専門・技術サービス業 | | | 13 | | 1 | 106 | 27 | | 5 | | 20 | 137 | 1 | | | 30 | | 340 |
| M 宿泊業,飲食サービス業 | | | | | | 50 | 8 | | | | 87 | 22 | | | | 1 | | 168 |
| N 生活関連サービス業, 娯楽業 | 1 | | 1 | | | 10 | | | | 1 | 10 | 5 | | | 5 | 7 | | 40 |
| 0 教育,学習支援業 | | | 6 | | | 38 | 2 | | | | 1 | 13 | 2 | | | | | 62 |
| P 医療,福祉 | | | 7 | | | 210 | 5 | | | | 5 | 20 | 2 | | | 5 | | 254 |
| Q 複合サービス事業 | 8 | | 11 | | | 51 | | | | | 11 | | | | | | | 81 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 1 | 3 | 58 | | 1 | 630 | 31 | 4 | | 10 | 181 | 196 | | | | 20 | | 1,135 |
| ST 公務、その他 | | | | | | 9 | | | | | | 42 | | | | | | 51 |
| 総 計 (人) | 12 | 43 | 1,778 | 4 | 6 | 2,032 | 187 | 8 | 7 | 86 | 492 | 773 | 5 | 0 | 37 | 141 | 0 | 5,611 |

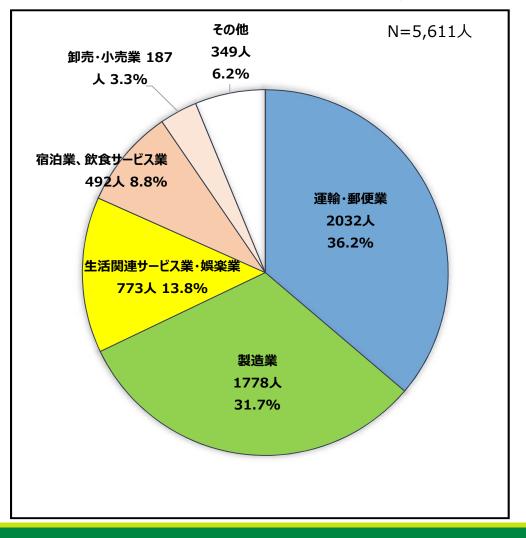
(2021年度)



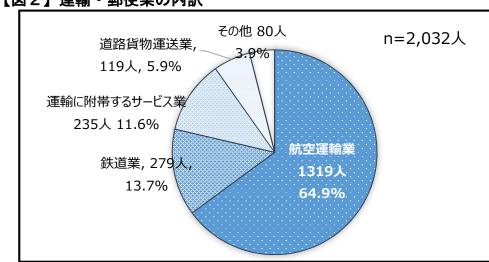
出向が成立した送出企業の業種別構成(2021年度)

- ▶ これまでセンターが取り扱う出向は、製造業の企業間での出向成立が大半を占めていたが、2021年度においては、「運輸・郵便業」からの出向成立が36.2%と業種の中で最も多くなった。【図1】
- ▶ さらに、「運輸・郵便業」のうち、「航空運輸業」が64.9%、「鉄道業」が13.7%となっている。【図2】
- ▶ また、「生活関連サービス業・娯楽業」については、コロナ禍以前はセンターの出向の取扱いはほとんどなかったが、2021年度においては全体の13.8%【図1】、そのうち旅行業が79.0%となっている。【図3】

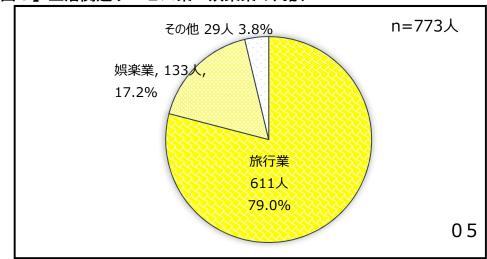
【図1】出向が成立した送出企業の業種別構成



【図2】運輸・郵便業の内訳



【図3】生活関連サービス業・娯楽業の内訳



人材育成型出向等支援の概要

産業雇用安定センターでは、雇用調整型の出向支援のほか、

- ① 人材育成や企業間交流を目的とした出向(人材育成・交流型出向)
- ② 労働者の自発的なキャリアのステップアップを目的とする出向(キャリア・ステップアップ型出向) に係る支援を行っています。

人材育成型出向等支援

① 人材育成·交流型

- ① 従業員の能力開発や人材育成、特に高度人材の育成により企業力の強化を図る。
- ② 人材交流を目的とした取組みにより、企業間の 連携強化、新分野への展開のための基盤整備、組 織の活性化等を図る。

② キャリア・ステップアップ型

- ① 従業員自らのキャリア・ステップアップへの主体的な挑戦を企業として後押しする。
- ② 従業員自身のキャリアパスやライフプランに合わせた職域拡大、UIJターン等を支援する。

出向期間終了後は、元の企業に復帰

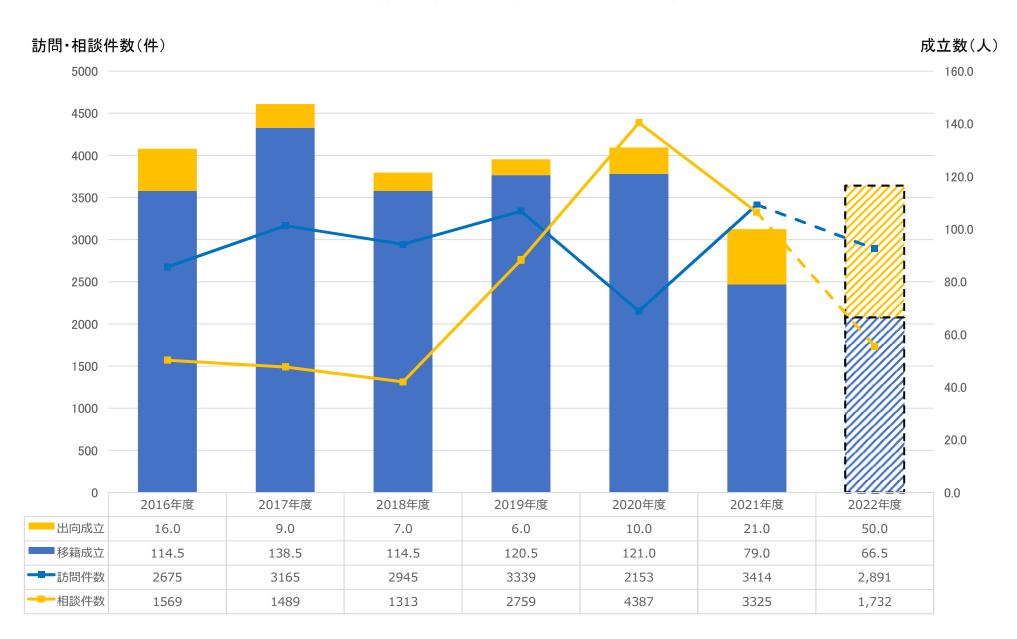
出向期間終了後は、元の企業に復帰 または出向先企業へ移籍



在籍型出向を活用した具体例

| | 送り出し企業の業態 | 送り出しの理由 | 受入れ企業の業態 | 受入れの理由 | 出向者 数 |
|------|-------------------|--|-----------------------|---|----------|
| 事例 1 | 化学製品製造業 | 本社全体の人件費圧縮が課題。定年が近い管理職 A 氏についてグループ企業内で出向先を探したが賃金水準が合わない。本人は税理士資格を有し英語能力も高く、その能力を活かしたいとの意向があったので、産雇センターに出向先を探してもらうこととした。 | 会計事務所 | これまで産雇センターに経理・財務・税務のプレーイングマネージャーの求人を出しており、数人の紹介を受けたが期待するレベルではなかった。出向でもよいので高度な専門性を有す方をお願いした。出向期間は12か月。 | 1 |
| 事例 2 | 鉄道業 | コロナ禍で運行本数を減らしていることから車両運転士の雇用過剰が続いている。産雇センターに出向受入先の候補を提示してもらい、社内で出向者を公募した。 | 医療機関 (耳鼻咽喉科クリニック) | 昨年来、産雇センターに受付・医療事務について、求人だけでなく、出向受入についても相談をしてきたがなかなか決まらなかった。今回、鉄道業からの出向を打診されたので受け入れたい。出向期間は12か月。 | 1 |
| 事例3 | 発電・変電用機械製造業 | 現在の事業をグローバル展開に移行するため構造改革を余儀 なくされており、余剰人員が生じている。50歳前後の2人の 従業員の技術が活かせるような出向先を見つけてほしい。 | 有機化学工業製品製造業 (ベンチャー企業) | 木材チップから抽出した材料から新素材を製造するスタートアップ企業である。今秋に実証プラントが稼働するので、2つの製造工程のリーダーとして生産工程の経験豊富な方を2人出向として受け入れたい。出向期間は12か月。 | 2 |
| 事例 4 | 旅行業 | 法人・団体向けの航空券の手配や、海外渡航のサポートなど の事業を行っている。国内旅行は回復しつつあるが、海外旅 行の回復にはまだ時間がかかりそう。能力が高く経験の豊富 な従業員の出向先を探してもらいたい。 | 運輸に附帯するサービス業 | 船舶・航空貨物輸送や在庫管理、流通加工など一連のロジスティクスを事業展開している。国際的な物流が一部で活況となっており、税関との折衝や貨物検査の立会い、その他通関関連事務を強化する必要があり、出向でも良いので受け入れたい。出向期間は6か月。 | 1 |
| 事例 5 | 酒類製造業 (日本酒醸造業) | 日本酒を醸造している。コロナ禍で海外で人気が高い日本酒の輸出に影響は生じているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れているので、米作りを行っている法人があれば若手従業員に出向により技術習得をさせたい。取引金融機関と一緒に産雇センターが訪問してくれて、出向と助成金について説明を受けた。 | 農業法人(耕種農業) | 水稲、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業により生産性向上を図ることにより、従業員には週休二日制をはじめ、大型特殊車両の資格取得を支援するなど労務管理を行っている。労働局と産雇センターが同行訪問してくれて出向と助成金の活用について説明を受けた。出向期間は4か月。 | 1 |
| 事例 6 | 有機化学製品製造業 | 専門的な塗料の製造や高度な塗装の研究・研修を行っている。 業況は好調で従業員を出向させる余裕はないのだが、産雇センターから当社の取引先企業への出向送出を提案されたので、 短期間で良いのであれば同社に協力するという趣旨でハイレベルな塗装技術者を出向させることとした。 | 自動車製造業 | カーボンニュートラルの方向性を見据え、EV車の生産ラインを増設したが、高度な技術を有する熟練塗装工が不足している。若手従業員の教育指導も含めて、取引先企業の中から出向として来てもらえないか産雇センターにあっせんを依頼した。出向期間は1か月。 | 2 |
| 事例7 | 電気機械器具製造業 | コロナ禍の影響もあり構造改革を進めており、雇用維持を図るため。在籍型出向を活用したい。男性社員の場合は比較的容易に出向先は見つかるが、女性社員が働きやすい出向先がなかなか見つからないので、産雇センターに探してもらうことにした。 | 陸上貨物運送業 | 先端医療・医薬品の超低温輸送の拠点を新たに整備したが、営業サポートのために必要な人材が確保できていない。女性経営者の下で女性も働きやすい環境整備をしているので、男女問わず出向として受け入れたい。出向期間は6か月。 | 2 |

出向・移籍の実績推移(群馬県)



(1)出向•移籍支援業務(2022年4月~12月)

| 業務項目 | | 実績 | 備考 | | |
|-------------|----|-------|------------------------|--|--|
| 企業訪問(件) | | 2,891 | 同一企業を含む延べ件数 | | |
| 送出情報(人) | | 167 | 企業からの送出人数 | | |
| 受入情報(人) | | 1,582 | 移籍・出向の求人人数 | | |
| 成立数(人) 出向成立 | | 50.0 | 在籍型出向 13人、人材育成型出向 3.5人 | | |
| 移籍成立 | | 66.5 | 企業間の移籍人数 | | |
| | 合計 | 116.5 | | | |

(2)在籍型出向を活用した主な具体例(2022年4月~12月)

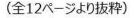
| | 送出企業の 業態 | 送出の理由 | 受入企業の 業態 | 受入の理由 | 出向者数 |
|------|------------------|--|------------------|---|------|
| 事例 1 | 機械製造業 | コロナ禍による受注減少のため、製造人員に余剰が生じた。受注回復の見通しがあることから、一時的に出向を受け入れてくれる企業を見つけてほしい。通勤可能な場所を希望。 | 設備製造業 | 半導体需要が増したことにより、業務量が増大し、 製造人員が不足した。派遣・外国人材ともに採用 が進まず、出向受入を検討していた。出向期間は 6ヶ月。 | 6 |
| 事例 2 | 医療用機械製造業 | 事業構造改革により従業員の出向先を探したい。 対象者は、生産管理業務に精通していることから、 同様の職種で出向先を見つけてほしい。 | 機械部品製造業 | これまで産雇センターに生産管理の求人を出しており、移籍の形態だけでなく、出向でもよいのでマッチング可能な方をお願いしたい。出向期間は6ヶ月。 | 2 |
| 事例 3 | アウトドア アクティビティ | 事業として主に夏期のアクティビティを運営しているが、冬期の閑散期に人員が余剰になるため、出向 先を探してほしい。 | アウトドア アクティビティ | 主に冬期のアクティビティを運営していることから、年間を通じての雇用が難しい状況である。冬期間の繁忙期に限定した出向を受入れたい。出向期間は6ヶ月。 | 1 |

マンガでわかる! キャリア人材バンク

- 産業雇用安定センターでは、 企業からの支援依頼を受けて、60歳以上の方で、定年やその後の継続雇用期間の終 了などにより退職される方の再就職の支援を行っています。
- 経験が豊富な高齢の従業員の方が離職される場合には、全国のセンター地方事務所のキャリア人材バンクにご相談ください。

初めて在籍型出向の活用を検討する事業主とその従業員の方に、まずは在籍型出向の枠組みの概要や実際の事例を理解していただくために、冊子「マンガでわかる!在籍型出向」を配付し説明しており、センターや厚生労働省のHPでも提供しています。















産業雇用安定助成金の制度改正について

厚生労働省職業安定局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

産業雇用安定助成金の拡充 (R4.10.1制度改正)

1 制度概要

- ○コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と 出向先の双方の事業主に対して助成を行うもの(令和3年2月5日施行)。
- ・出向運営経費 賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

| | 中小企業 | 中小企業以外 | | |
|--------------|-----------------|---------------|--|--|
| 助成率 | 4/5(解雇なし 9/1 0) | 2/3(解雇なし 3/4) | | |
| 上限額(出向元・先の計) | 12,000円/1人1日当たり | | | |

・**出向初期経費** 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器 や備品の整備などに助成。

| | 出向元事業主 | 出向先事業主 | |
|---------------------------------|-----------------|----------|--|
| 助成額 | 各10万円/1人当たり(定額) | | |
| 加算額(生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し等) | 各5万円/1 | 人当たり(定額) | |

2 制度拡充内容

○ 足下では経済活動の再開に向けた動きの中で人手不足が見られる一方で、コロナの影響の長期化により一部の産業では企業活動の回復に遅れが見られている。そのため、人材を有効に活用するためにも産業雇用安定助成金の拡充を行い、円滑な労働移動を一層促進する。

| 事項 | 現行制度 | 拡充内容 |
|--------------------------------|----------------------|---|
| 支給対象期間の延長 | 1年間 | 2年間 |
| 支給対象労働者数の上限撤廃 | 出向元、出向先ともに1年度あたり500人 | 出向元について上限撤廃 |
| 出向復帰後の訓練(off-JT) に対する助成(新設) | _ | 出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験を ブラッシュアップさせる訓練に対して助成 |

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の新設

(総合経済対策(R4.10.28閣議決定)

1 事業の目的

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、 雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

2 事業の概要

○助成内容

労働者のスキルアップを<u>在籍型出向により行う</u>とともに、 当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇 させた事業主(出向元)に対し、当該**事業主が負担した出向中 の賃金の一部**を助成

| | 中小企業 | 中小企業以外 | | |
|--------|------------------------------------|--------|--|--|
| 助成率 | 2/3 | 1/2 | | |
| 上限額 | 8,355円/1人1日当たり (1事業主あたり1,000万円) | | | |
| 支給対象期間 | 1か月~1年間 | | | |

3 想定される活用事例

- ○DXを目指す企業がIT企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得
- ○自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりに おける品質管理と工程改善の手法や考え方を習得

4 事業スキーム

○助成金支給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約** 労働組合などとの**協定** 出向予定者の**同意**



労働局・ハローワークに出向計画届 (スキルアップ計画を含む)提出



在籍型出向の実施



復帰 (賃金上昇)



労働局・ハローワークに支給申請



助成金受給





産業雇用安定助成金の全体像

1 事業の目的

○雇用維持支援コース

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、<u>在籍型出向により労働者の雇用を維持</u>する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対し賃金等の一部を助成する。

○ 事業再構築支援コース【新規】 ※令和5年度当初予算要求

新型コロナウイルス感染症の影響等により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の<u>事業再構築</u>を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、当該事業主に<u>雇用される労働者の雇用の安定の確保</u>と当該事業再構築に必要な<u>新たな人材(コア人材)の円滑な受け入れ(労働移動)を支援</u>する。

○ スキルアップ支援コース【新規】 ※総合経済対策

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、<u>労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際に賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合</u>に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより、在籍型出向を推進し企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

2 事業の概要

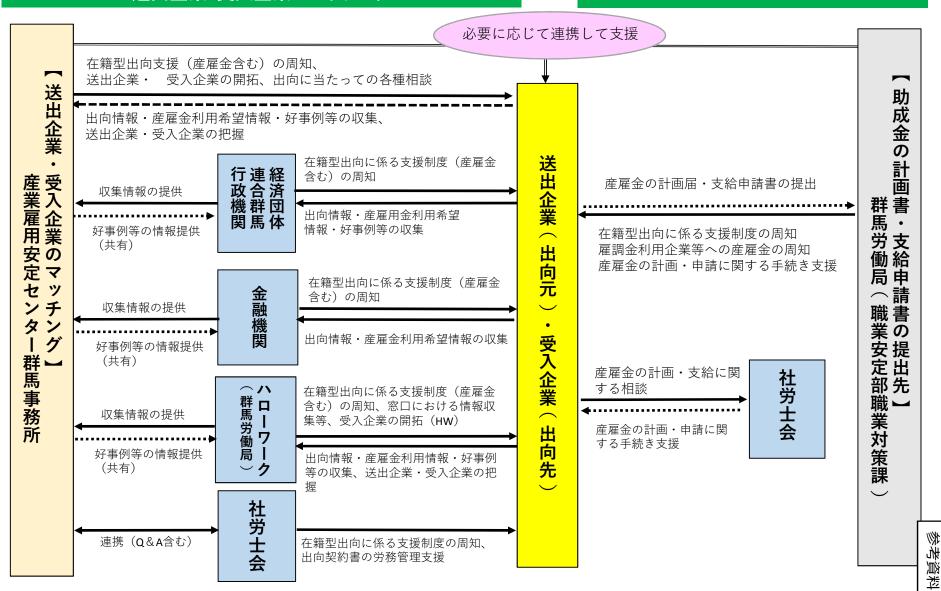
| | コース名 | 対象事業主 | 中小企業 | 中小企業以外 | 備考 |
|----|---------------------|--|--------------------------------------|-------------------------------------|--|
| | 雇用維持支援コース (仮称) | 雇用維持目的の在籍型出向を実施 する事業主 (出向元・出向先双方) | 解雇無:9/10 解雇有:4/5 上限:12,000円/1日 | 解雇無:3/4 解雇有:2/3 上限:12,000円/1日 | 出向労働者の賃金、教育訓練 等の一部に対する助成 ※出向初期経費助成あり |
| 新規 | 事業再構築支援コース (仮称) | 事業再構築の前後を通じて労働者 の雇用を確保した上で、当該事業 再構築に必要なコア人材を雇い入 れた事業主 | 280万円 (6ヶ月ごとに140万円× 2期) | 200万円 (6ヶ月ごとに100万円×2期) | コア人材とは、専門的な知 識等を有する年収350万円 以上の者 |
| 新規 | スキルアップ支援コース (仮称) | 労働者のスキルアップのため在籍 型出向を実施する事業主 (出向元のみ) | 2/3 上限:8,355/1日 | 1/2 上限:8,355/1日 | 出向労働者の賃金の一部に対する助成 |

 \vdash

在籍型出向に係る連携・支援スキーム

送出企業・受入企業のマッチング

産業雇用安定助成金の利用



注意:各機関・団体による産雇センターへの情報収集の提供に当たっては、企業の了解を得ることが前提

【提出先】産業雇用安定センター群馬事務所 E-mail: ma2-kato@sangyokoyo. or. jp

在籍型出向送出情報統一シート

※は、必須項目です。

| ※ 提出日 | ※ 提供元 |
|-----------------|--|
| ·· 企 業 名 | |
| ·· 所在地 | |
| ※ 業 種 | ((((((((((((((|
| ※ 担当者 | |
| 電話番号 | |
| E-mail | |
| ※ 出向送出理由 | |
| ※ 送出希望職種 | <mark>※</mark> 送 出 人 数 |
| ※ 就業場所 | |
| 就 業 時 間 | ~ ~ |
| 休憩時間 | ~ 休憩 ~ |
| ※ 送 出 期 間 | ~ |
| 送出希望賃金 (総月額) | |
| 今回の情報について | の企業等への情報公開の可否 |
| 企業確認において受 | 入NG企業、業種の有無 |
| その他コメント等 | |

[※] 情報漏洩防止のため、送信先 (ma2-kato@sangyokoyo.or.jp) の確認ほか、パスワード付与の上、メール送信願います。

【提出先】産業雇用安定センター群馬事務所

E-mail: ma2-kato@sangyokoyo.or.jp

在籍型出向受入情報統一シート

※は、必須項目です。

| ※ 提出日 | | ※ 提出元 | | | | | | |
|----------------------|-----------|----------|--------|---|------------|----------|----|---|
| ※ 企業名 | | | | | | | | |
| ※ 所在地 | | | | | | | | |
| ※ 業 種 | | | | 従 | 業 | 員 | 数 | 人 |
| ※ 担 当 者 | | | | | | | | |
| ** 電話番号 | | | | | | | | |
| E-mail | | | | | | | | |
| ※ 出向受入理由 | | | | | | | | |
| ※ 受入希望職種 | | | * | 受 | 入 | 人 | 数 | 人 |
| ※ 就業場所 | | | | | | | | |
| 就 業 時 間 | | | ~ ~ | | | | | |
| 休憩時間 | 休憩 | | ~ ~ | | | | | |
| ※ 受入時期 | | ※ 受入期間 | | | | | ~ | |
| 受入希望賃金 (総月額) | | | 社 | | (宿泊 の有知 | i施設 無 | () | |
| 今回の情報について | の企業等への情報な | 公開の可否 | | | | | | |
| 企業確認において受入NG企業、業種の有無 | | | | | | | | |
| その他コメント等 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

[※] 情報漏洩防止のため、送信先 (ma2-kato@sangyokoyo.or.jp) の確認ほか、パスワード付与の上、メール送信願います。

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」 受付終了のお知らせ

申請対象期間及び申請期限

| 休業した期間 | 申請期限 |
|-------------------|--------------|
| 令和4年10月 ~ 令和4年11月 | 令和5年2月28日(火) |
| 令和4年12月 ~ 令和5年1月 | 令和5年3月31日(金) |
| 令和5年2月 ~ 令和5年3月 | 令和5年5月31日(水) |

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、本年度末 をもって終了する予定です。

申請期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

【注意点】

- 対象となる休業は、**新型コロナウイルス感染症の影響による休業**に限ります。
- 郵送申請の場合は<u>申請期限必着</u>、オンライン申請の場合は<u>申請期限内に申請内容</u> **を送信**する必要があります。
- オンライン又は郵送で申請期限内に申請していれば、申請書類の不足等でシステムや郵送により返戻を受けたものを申請期限後に再提出する場合であっても、申請期限内に申請されたものとして取り扱っています。

給付金額の算定

 <td rowspan="2" style="background-color: lightblue; color: blue; color: white; color: blue; c

1日当たり支給額 (8,355円が上限)

休業実績

※ 令和4年11月末までの休業の場合は80%

お問い合わせ

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html (右記QRコード)

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話 0120-221-276 月~金8:30~20:00/土日祝8:30~17:15

緊急雇用安定助成金は、令和5年3月31日をもって終了する予定です

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用保険被保険者とはならない労働者に係る休業を対象に した緊急雇用安定助成金を実施してきましたが、本助成金は**令和5年3月31日までの休業をもって受付を** 終了します。申請期限や最後の判定基礎期間の申請方法は次のとおりです。

申請期限について

緊急雇用安定助成金の申請期限は、支給対象期間(1~3の連続する判定基礎期間)の末日の翌 日から起算して2か月以内です。申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。 郵送又はオンライン申請による場合は、上記の日までに支給申請書等が労働局・ハローワークに <u>**到達</u>していなければなりませんので、ご注意ください。**</u>

なお、令和5年3月31日を含む判定基礎期間の申請期限は、

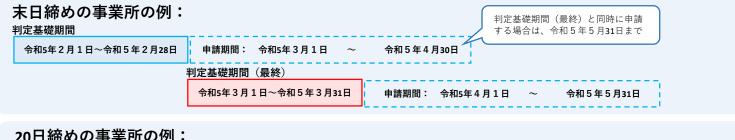
令和 5 年 5 月31日まで※

です。

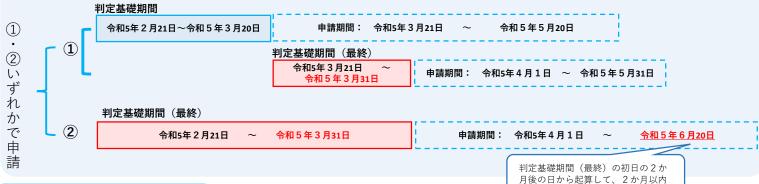
※ 末日締め以外の事業所の場合で、令和5年3月31日を末日とする1か月未満の判定基礎期間と、その直前の判定基礎期間を通算して 申請する場合に限り、通算した判定基礎期間の初日の2か月後の日から2か月以内が申請期間となり、令和5年6月中に申請期限が来 る場合があります。詳しくは下記「最後に申請する判定基礎期間について」の「20日締めの事業所の例」の②を参照してください。

最後の判定基礎期間について

令和5年3月31日を含む判定基礎期間については、賃金締め切り日や最終休業日にかかわらず、**判定基** 礎期間末日が一律に令和5年3月31日までとなります。なお、令和5年4月1日以降も休業を実施した場 合であっても、助成対象となるのは令和5年3月31日までに実施した休業のみとなります。



20日締めの事業所の例:



雇用調整助成金について

雇用調整助成金の制度自体は令和5年4月以降も継続しますが、令和5年4月以降の取扱いについて は、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。 ※本リーフレットは令和5年度厚生労働省予算案の内容です。

> ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

厚生労働省・都道府県労働局・八ローワーク

別添4

人材開発支援助成金に 事業展開等リスキリング支援コース を創設しました

「事業展開等リスキリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供などにより新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化などを図るため、①既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴う人材育成②業務の効率化、脱炭素化などを目的に、デジタル・グリーン化に対応した人材の育成に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助

▶「事業展開」とは、例えば…

企業が、新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供することにより、 新たな分野に進出する取り組み。このほか、事業や業種の転換や、単に製品の製造 方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開に該当します。

例:・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する

- ・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
- ・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
- ・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

▶「デジタル・DX化」とは、例えば…

企業が、デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する取り組み。

例:・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた

- ・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
- ・顔認証やORコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した等

▶「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

企業が、CO²などの温室効果ガスの削減等を目指し、エネルギーへの理解を深めながら、環境に配慮した材料への変更や設備導入等を通して、企業の付加価値を高めていく取り組み。

例:・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した

・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

人材開発支援助成金



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html





支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が10時間以上であること
- ② OFF-JT(企業の事業活動と区別して行われる訓練)であること
- ③ 職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること
 - i 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる 専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
 - 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
 - 注:本コースでは、事業展開などの内容を記載した**「事業展開等実施計画」(様式第2号)** を訓練実施計画届と併せて提出する必要がありますので、
 - 注:「事業展開」は、訓練開始日から起算して、3年以内に実施する予定のものまたは6か月以内に実施したものである必要があります。

取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

助成率・助成額

① 助成率·助成限度額

| 経費 | 動成率 | | | | | |
|------|------------|------|------|-------|--|--|
| 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 | 助成限度額 | | |
| 75% | 60% | 960円 | 480円 | 1億円 | | |

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

| 10h以上: | 100h未満 | 100h以上 | 200h未満 | 200h以 | · 人上未満 |
|--------|--------|-------------|--------|-------|-----------|
| 中小企業 | 大企業 | 中小企業 大企業 | | 中小企業 | 大企業 |
| 30万円 | 20万円 | 40万円 | 25万円 | 50万円 | 30万円 |

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定しています。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画届を提出する必要がありますので、ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■各都道府県労働局の助成金申請窓口

https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html



人材開発支援助成金 (人への投資促進コース) のご案内

人材開発支援助成金の制度概要

▶詳細はP4へ

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。 助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



人への投資促進コース

▶詳細はP2~3へ

人への投資を強化するため、現在政府では、3年間で4,000億円規模のパッケージを創設し、 民間ニーズを反映しつつ、取り組んで行くこととしています。

人材開発支援助成金についても、国民の皆さまからの提案等をもとに、**令和4~6年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」を創設**しました。

「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

定額制訓練

サブスクリプション型の研修 サービスによる訓練の実施

高度デジタル人材訓練 /成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の 育成のための訓練の実施

情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化 のための訓練の実施

自発的職業能力 開発訓練

労働者が自発的に受講し た訓練費用を負担

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講する ための休暇制度等を導入

定額制訓練定額制訓練定額受け放題

従業員の方がサブスクリプション型の研修サービスを利用した場合に助成します。

| 対象の訓練 | 経費助成率 | | 賃 金 助 成 額 | |
|-----------------------|-------|-----|-----------|-----|
| المار الروادي الاوادي | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 |
| サブスクリプション型の研修サービス | 60% | 45% | _ | _ |
| | (+1 | 5%) | | |

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練 資格取得費用も対象

DX推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成する場合に助成します。

| 対象の訓練 | 経費助成率 | | 賃 金 助 成 額 | |
|---------------------------------|---------------------|-----|-----------|------|
| الما الله حي الاح دي | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 |
| ITSS (ITスキル標準) レベル4・3 となる訓練等 | 75% | 60% | 960円 | 480円 |
| 海外も含む大学院での訓練 | 75% 国内大学院 6 960P | | | |

自発的職業能力開発訓練

自発的な学びを支援

| 対象の訓練 | 経費助成率 | 賃 金 助 成 額 |
|---------------|--------|-----------|
| 労働者の自発的な訓練費用を | 4 5% | _ |
| 事業主が負担した訓練 | (+15%) | |

情報技術分野認定実習併用職業訓練

資格取得費用も対象

| 対象の訓練 | 経費助成率 | | 賃金助成額 | |
|--|-----------------|-----|---------|---------|
| \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 |
| | 60% | 45% | 760円 | 380円 |
| I T分野未経験者(正規雇用労働者)の即戦力化のための訓練 (OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練) | (+15%) | | (+200円) | (+100円) |
| | O J T 実 施 助 成 額 | | | |
| | 中小 | 企業 | 大1 | È業 |
| | 20 | 万円 | 11 | 万円 |
| | (+5 | 万円) | (+3 | 万円) |

長期教育訓練休暇等制度

導入済み企業も対象

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。賃金助成に人数制限はありません。

| 対象の訓練 | 経費助成額 | 賃 金 助 成 額 |
|------------------------------|--------|--------------------------------|
| 長期教育訓練休暇制度 (30日以上の連続休暇取得) | 20万円 | 1人1日当たり 6000円 (※有給休暇の場合) |
| | (+4万円) | (+1200円) |
| 所定労働時間の短縮と | 20万円 | _ |
| 所定外労働時間の免除制度 | (+4万円) | |

- ・()内の助成率(額)は、生産性要件を満たした場合の率(額)です。
- ・賃金助成額は、1人1時間当たりの額です。OJT実施助成額は、1人1訓練当たりの額(定額)です。

人材開発支援助成金(人への投資促進コース)の活用例

定額制訓練

社内の生産工程のDX化を一層推進するため、令和4年10月~令和6年9月の2年間で集中的に人材育成を行うという経営・人事戦略を立てた。この戦略に基づき、社員の職種や階層ごとに身につけてほしいITスキルを、社員本人のレベルも加味しながら、体系立った育成を行うため、社内研修として、定額受け放題のeラーニングを導入した。導入により、多様な学習スタイルや研修時間の効率化を実現し、効果的に社員のスキルアップを行うことができた。

年間利用料: 200万円 経費助成: 60 (45) % ⇒ 120 (90) 万円の助成 ※括弧書きは大企業の場合

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

システム開発や運用保守を行うことができる人材を育成するため、社員に情報処理安全確保支援士 (ITSSレベル4) や応用情報技術者 (ITSSレベル3) の講座を受講させ、資格試験費用も助成対象に なるため自社で負担した。その後、無事試験に合格し、技術・管理の両面から有効な対策を助言・提案 して経営層を支援するセキュリティコンサルタントやシステム開発部門のリーダーとして活躍している。

自社専用の学習カリキュラムの開発を地元の大学に委託して訓練を実施。業務効率化に向けて社内のデジタル化を図るため、自社で培ったノウハウを基に、本当に必要なデジタル技術を社内に実装したいと考えた。そのためには、自社のサービスやシステムを熟知している自社の社員をリスキリングする必要があった。オーダーメイド型訓練の開発・設定費用も助成対象になるため、この制度を活用して実施した。現在、事業部門内にて、業務改善システムの開発に取り組んでいる。(※高度デジタル人材訓練限定)

自発的職業能力開発訓練

社員が自ら業務を見直し、デジタル関係のスキルを身につけたいと考えたが、費用がネックになっているという相談があった。会社としては、社員が自発的に資格取得することの後押しをすることにより、 社内の生産性の向上が期待できると考え、自発的な職務に関する学び・学び直しに対して、費用の一部を負担した。

限度額など

● 1事業所1年度あたり

| 人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く) | 成長分野等人材訓練 |
|------------------------------------|-----------------|
| 2500万円 | 1000 T W |
| ※うち自発的職業能力開発訓練は300万円まで | 1000万円 |

●受講者1人あたり

| | | | 経 費 助 | 成 | | | |
|----------------------|-------------|------------------------|-------|----------------------------|---------------------|------------------------------|---------|
| 訓練メニュー | ※実訓練時間数に応じて | | 大学 | | 大学院 | 賃 金 助 成 | 受講回数 |
| | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 | | | (1年あたり) |
| 定額制訓練 | - | _ | _ | | _ | 1 | 1 |
| 高度デジタル人材訓練 | 30~50 万円 | 20~30 万円 | 150万円 | 100万円 | _ | 原則 1200時間 大学院、大学、 | 3回まで |
| 成長分野等人材訓練 | - | _ 国内150万円 <海外500万円> | | 専門実践教育訓練は 1600時間 | 3回& C | | |
| 自発的職業能力開発訓練 | 7~2 | 0万円 | 60万円 | | 国内60万円 <海外200万円> | ı | 3回まで |
| 情報技術分野認定実習 併用職業訓練 | 15~50 万円 | 10~30 万円 | _ | 1 | _ | 1200時間 | 1回まで |
| 長期教育訓練休暇等制度 | | | _ | | | 最大 150日 ※有給の長期休暇のみ | 1 |

- ※「定額制訓練」は、受講者1人当たりの経費助成の限度額の設定なし。
- ※ 実訓練時間数が100時間未満/100~200時間未満/200時間以上によって変動。
- ※「長期教育訓練休暇等制度」は、経費助成を1事業主1回まで(定額)。賃金助成の人数は制限なし。

助成金受給までの流れと申請に必要な書類

Step 0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

- ●事業内職業能力開発計画に基づき、訓練実施計画を作成する
- ●作成した計画を**訓練開始日の1か月前まで**に管轄労働局に**提出する**

主な提出書類

Step1 計画提出

| 所定の様式 | 訓練実施計画届年間職業能力開発計画訓練別の対象者一覧 |
|-------|--|
| 添付書類 | 訓練内容を確認できるカリキュラム訓練期間中の労働条件がわかるもの (雇用契約書の写しなど) |

Step2

●「年間職業能力開発計画」に基づき訓練を実施する

●支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

主な提出書類

訓練実施

V

Step3 支給申請

| 所定の様式 | ・ 法令違反等がないか確認する書類・ 支給申請書・ 助成額を算定した書類・ OFF-JT実施状況報告書 |
|-------|---|
| 添付書類 | 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写しなど 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書など 訓練に使用した教材の目次等の写し 受講を修了したことを証明する書類(修了証など) |

● 訓練修了日の翌日から 2 か月以内に、必要書類を管轄労働局に提出する

※ 長期教育訓練休暇等制度 は、申請手続きや提出書類が一部異なりますのでご注意ください。

申請手続き等に関する問い合わせ先・

■各都道府県労働局の助成金申請窓口

https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html

■(URL)人材開発支援助成金

手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。 申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html